

# 墨田区消費者ニュース

平成28年12月発行 第121号

【編集・発行】すみだ消費者センター  
(墨田区産業観光部生活経済課消費者・勤労福祉係)  
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



## 冬の暖房器具での子供の事故に注意!!

12月から1月にかけて、暖房器具による子供の事故がピークとなっています。特に事故の多かった製品の事例と事故を防ぐための注意点をお知らせします。

### ❗ ストープやヒーター

【事例】石油ストーブにつかまり立ちをし、やけどを負った。

【注意点】ストーブやヒーターなどの床に置くタイプの暖房器具を使用する場合には、安全柵などで囲み、普段から子供を近づけないようにしましょう。



### ❗ こたつ

【事例】家の中で歩いていて座布団に足を引っ掛けて転んでしまい、こたつの縁にまぶたを打ち切ってしまった。

【注意点】床に不要なものを置かないようにしたり、こたつの角にはクッションテープなどを取り付け、ぶつかったときの衝撃を和らげる工夫をしましょう。



### ❗ 加湿器

【事例】作動中の加湿器を見つけてつかまり立ちをしようとし、蒸気の出る部分に手を置いてしまってやけどした。

【注意点】ベビーゲートを利用するなどして、加湿器に手を伸ばした子供が触れないようにしましょう。



事故の中には、自宅ではなく祖父母宅などの、環境が通常と異なる外出先で発生したものもあります。子供は好奇心が旺盛で、見たことのない製品があれば触りたがることも考えられます。

お正月の帰省等で自宅以外に滞在することが増える時期でもありますので、特に注意しましょう。

(消費者庁ホームページより抜粋。詳しくは、同ホームページをご覧ください。)

# “機能性表示食品”ってなあに？

## 【相談事例】

テレビショッピングで「目の疲労感を和らげる」という健康食品の紹介をしていた。「機能性表示食品」と言っていたが、効果はあるのだろうか。

## 【アドバイス】

これまでは、「目の疲労感を和らげます」「おなかの調子を整えます」などの機能性を表示できる食品は、国が個別に許可した「特定保健用食品（トクホ）」と国の規格基準に適合した「栄養機能食品」に限られていました。

そこで、機能性をわかりやすく表示した商品の選択肢を増やし、消費者が正しい情報を得て、商品を選択できるよう、平成 27 年 4 月から「機能性表示食品」制度が始まりました。

- ① 「機能性表示食品」とは機能性（健康の維持や増進に役立つ）を表示できる食品です。安全性の確保を前提として、科学的根拠に基づいた機能性が、事業者の責任において表示されるものです。加工食品のみならず、農産物も対象になります。
- ② 表示を行う場合には、消費者庁長官に事前の届け出をする必要があります。製品には「届出番号」が表示されており、届け出をした機能性について表示されています。
- ③ 「機能性表示食品」は、疾病の治療や予防を目的としたものではありません。健康のためにはバランスのよい食事をとることが基本です。バランスのよい食事をとった上で、上手に利用しましょう。

## すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）  
（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線  
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス西北部ルート「すみだ女性センター」前

